

## 令和2年度第2回羽幌町情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時 令和3年1月18日（月）午後1時25分～午後1時55分

2 開催場所 羽幌町役場4階 大会議室

3 主席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員：後藤英文、品野万亜弥、足達由香、村上隆宏、松森二美子

(2) 欠席委員：なし

4 説明のため出席した事務局職員等の氏名

総務課：課長 敦賀哲也、係長 村上 達、主事 井上直人

学校管理課：課長 酒井峰高、総務係長 葛西健二

5 会議の公開、非公開又は一部公開の別

公開

6 議題及び議事の概要

(1) 羽幌町個人情報保護条例第9条（電子計算機の結合の制限）について【諮問】

・株式会社H A R P 及び日本マイクロソフト株式会社との電子計算機の結合について

①結合理由

株式会社H A R P がクラウドサービスにより提供する校務支援システムである北海道公立学校校務支援サービス及び日本マイクロソフト株式会社がクラウドサービスとして提供する Microsoft 365 Education を利用するため。

②システム概要

(ア) 株式会社H A R P が提供する北海道公立学校校務支援サービスについて

全国の教職員の働き方の見直しが課題となっている中で、その解決策の一手となっている校務支援システムを導入する予定。文部科学省が公表している「教育の情報化ビジョン」においても、全国すべての学校へ「校務支援システム」を導入することを推奨している。

校務支援システムとは、学校業務で取り扱う様々な情報を電子化し、一元的に管理するシステムであり、グループウェアを使って教職員間の情報共有を円滑にし、過去の学習記録を活用して成績表や指導要録を効率良く作成することができるもの。

株式会社H A R P が提供する北海道公立学校校務支援サービスは、クラウドサービスとして提供されるものであり、インターネット等のネットワークに接続されたコンピューター（サーバ）が提供するサービスを、インターネット経由で手元のパソコンで使用するもの。

株式会社H A R Pとの電子計算機の結合にあたり、町が定める情報セキュリティポリシーに適合している。

(イ) 日本マイクロソフト株式会社が提供する Microsoft 365 Educationについて  
Microsoft が教員や児童生徒胸に提供している Microsoft Office とクラウドサービスであり、Word 等の基本アプリケーションや、リモート学習に必要なアプリケーションが含まれている。

本町が今年度実施している一人一台端末の整備により、すべての児童生徒がタブレット端末を利用した学習を行うことになるが、当該システムは、そのタブレット端末に付属しているシステムであり、今後は各教科において、そのサービスの利用が見込まれている。

日本マイクロソフト株式会社が提供する Microsoft 365 Education は、クラウドサービスとして提供されるものであり、インターネット等のネットワークに接続されたコンピューター（サーバ）が提供するサービスを、インターネット経由で手元のパソコン（タブレット端末）で使用するもの。

日本マイクロソフト株式会社との電子計算機の結合にあたり、町が定める情報セキュリティポリシーに適合している。

### ③公益上の必要性

各クラウドサービスの利用は、教職員の働き方改革の一環である業務負担の軽減や、児童生徒ごとに一人一台の端末を活用した授業の実践、学習環境の整備という公益上の必要性がある。

・事務局から別紙資料 1－1 により概要説明。引き続き実施機関である教育委員会学校管理課から資料 1－2 により当該システムの概要、公益上の必要性、システム環境、情報セキュリティ対策基準との関係、セキュリティ対策について説明し、質疑応答に入った。  
以下その概要。

(委員) 個々の生徒の通信は Wi-Fi で行うのか。

(回答) 各学校で無線環境を整備しており、各学校のルーターを経由してインターネットに接続される。

(委員) Wi-Fi だと混雑して遅くなることがあり、遅すぎて通信が遮断されることがある。  
そういう心配はどうか。

(回答) いま国の方で進めているギガスクール構想で、速度の保障も視野に入れた上で整備することとなっているが、今回の整備内容につきましては、要件(ネットワーク環境等)をクリアしている形で構築している。各教室に 1 台ずつアクセスポイントを設けており、一か所に集中しないような構成としている。ただし、田舎なので最大速度が 1 G のサービスしかないので、それ以上の速度は現時点では求めることができないが、(今後提供される回線の) 通信速度が上がるにつれて、そのへんの(契約しているインターネ

ットサービスの）見直しが今後出てくると考えている。

- ・審議 質問内容や質疑内容、資料を審議した結果、本諮問における株式会社H A R P 及び日本マイクロソフト株式会社との電子計算機の結合は、公益上必要と認められると判断した。

審議において否定的意見は無く、答申内容は会長に一任した。

## 7 その他について

- ・事務局から審査会委員の任期について説明。令和3年3月31日までの任期となっており、令和3年度について現委員に留任を伺い、全委員から了解が得られた。

# 令和2年度第2回羽幌町情報公開・個人情報保護審査会議案

日時 令和3年1月18日（月）13：30～  
場所 羽幌町役場4階 大会議室

## 1 会長あいさつ

## 2 議題

(1) 羽幌町個人情報保護条例第9条（電子計算機の結合の制限）について

- ・株式会社H A R P
- ・日本マイクロソフト株式会社

① 諒問事項の概要説明（別紙資料1-1）

② 実施機関からの説明及び質疑応答（別紙資料1-2）

③ 審議

## 3 その他